

復興事業に必要な面的な整備

日本災害情報学会理事 高橋和雄



災害対策本部が設置されている期間においては、災害対応は災害対策本部に一元化される。しかし、復旧・復興の段階になると、災害復興事業は、河川、海岸、道路、農地、住宅などの各種事業制度のもとに実施される。また、国、都道府県、市町村、事業者などの複数の機関によって別個に実施される。さらに、実施される時期も、用地や合意が必要ないものから先に着手されることから、農地や港湾の復旧などが最初になされる。基盤整備後に住宅が建設されるのが一般的である。

雲仙普賢岳の火山災害で壊滅的な被害を受けた島原市安中地区の復興事業において、事業間の調整が懸念された。このため、島原市の復興計画策定の目的として、各種の基幹事業を生活再建、防災都市づくり、地域の活性化の観点から相互調整し、漏れた部分を補完することを掲げた。このことを意識した調整がなされたが、着手時期の相違、土石流などの安全確保の優先などによって、必ずしも十分に機能しなかった。また、いったん計画が決まった後の新規事項の追加が困難なこともあった。被災者対策について、県、国、被災市町の連携によって雲仙岳災害対策基金の創設をはじめ、きめ細かい対策が立案され、実施できたことと対照的であった。

このようなことは、1982年長崎豪雨災害の復旧、2005年福岡県西方沖地震の被災地玄界島の復興事業でも見受けられる。採用された復興の基幹事業によって、中産間地域では住宅対策が検討されない場合も生じてくる。また、事業制度によっては整備された土地の利用が制限される。

このようなことを避けるため、復興計画の策定にあたって、各種の復興の基幹事業を地図や立体模型を用いて表現して、面的な検討を街づくり、生活者の観点から調整を十分に行う必要がある。また、事業主体を可能な限り、市町村に移譲することや市町村の裁量で利用できる財源を確保する仕組みを考えてほしい。東日本大震災の被災地には、島原市や玄界島のような農漁村地域も多く、今回の被災地の集落再建に役立つ経験を多く持っている。両地区で復興事業に携わった関係者も健在である。彼らにヒアリング等を実施し、その経験と教訓を生かしてほしい。

（長崎大学名誉教授）